

名張市農業経営基盤の強化の

促進に関する基本構想

令和 5 年 1 0 月

名張市

目 次

はじめに

1 名張市農業の現状	1
2 策定の趣旨	1
3 基本構想の性格及び計画期間	2

第1章 基本構想

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 意欲ある農業経営体の確保・育成	3
2 多様な担い手の確保・育成	4
3 効率的かつ安定的な土地利用の推進	4

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 営農類型ごとの経営規模の指標及び生産方式等に関する事項	5
2 生産基盤、加工・販売に関する事項	10

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	11
2 市が主体的に行う取組	12
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	13
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	13

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
--------------------------	----

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	14
2 利用権設定等促進事業に関する事項	15
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	21
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	23
5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	24

第2章 推進体制

別紙1(第5の2の(1)の⑥関係)	27
-------------------	----

別紙2(第5の2の(2)関係)	28
-----------------	----

はじめに

1 名張市農業の現状

本市は緑の山々に囲まれた伊賀盆地にあり、一級河川名張川及びその名張川にそそぐ支流が多く、豊富な水源に恵まれた自然豊かなまちです。市域では関西圏のベッドタウンとして整備された大規模な住宅団地や歴史ある市街地、中山間地域などそれぞれに特色を持ち合わせたまちです。

気候は内陸盆地特有の気象条件で、降水量は年間 1,500mm 程度、昼夜の寒暖差が大きくぶどう栽培や良質米の生産に適しています。

農地の約 90%が水田で、稲作を基幹としてぶどう等の果樹のほか、いちご、美旗メロンやなばな等の野菜の生産を振興しており、中山間地や急傾斜地など不利な耕作条件の農地が多いことから、野菜の生産においては少量多品目を生産する小さい農業を推進し、農村と都市が共存する本市の地理的特性を生かした地産地消に取り組んでいます。

総農家数は平成 17 年から令和 2 年までの 15 年間で 430 戸、28%減少しました。また、それと比例して販売農家数も 371 戸、36%減少、経営耕地面積では 240ha、25%減少する結果となりました。

農業従事者でみると、高齢化率、65 歳以上では 9.7 ポイント増加した一方で、40 歳未満でも 1.2 ポイント増加する結果となったものの、引き続き担い手不足が大きな課題となっています。

総農家数 1,131 戸の内訳は販売農家が 665 戸、自給的農家が 466 戸であり、名張市の農業は自立的農業者だけでなく小規模農業者なども含めた多様な担い手によって支えられています。儲かる農業の育成や農業の持つ多様な価値や恩恵に着目した「充たされる農業」づくりも合わせた”なばり農業”を進めていく必要があります。

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
1 総農家数	1,561 戸	1,441 戸	1,295 戸	1,131 戸
2 販売農家数	1,036 戸	912 戸	824 戸	665 戸
3 基幹的農業従事者の高齢化率	74.9%	75.2%	78.7%	84.6%
4 基幹的農業従事者の 40 歳未満比率	0.7%	1.1%	1.6%	1.9%
5 経営耕地面積	979ha	958ha	858ha	739ha
6 利用権設定面積	91ha	112ha	136ha	163ha

(1～5 農林業センサス、6 名張市農業委員会調)

2 策定の趣旨

世界的な情勢不安や物価高の影響で、農業を取り巻く環境が一層厳しさを増す中でコロナ禍からの規制緩和による景気回復の明るい兆しも見えてきましたが、長引くコロナの影響から、新たな需要ニーズへの対応が必要となっております。

こうした中、令和 5 年 4 月 1 日に農業経営基盤強化促進法が改正され、同年 6 月に三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が改定されたことに伴い、このたび本市の「名張市農業経営基盤の強化に関する基本構想〔令和 4 年 9 月策定〕」（以下「基本構想」という。）を次の項目について改定します。

- ① 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- ② 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
- ③ 農業を担う者の確保及び育成に関する事項
- ④ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- ⑤ 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

3 基本構想の性格及び計画期間

この基本構想は、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 6 条の規定に基づくものであり、今回の改正は法の改正によるものであることから、目標は令和 2 年度から 10 年間を見通して定めるものとし、おおむね 5 年ごとに見直すこととします。
(目標年度：令和 11 年度)

第1章 基本構想

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

安全・安心な食料の安定供給をはじめ、多様な価値を提供する農業・農村の役割を踏まえ、農業・農村の健全かつ持続的な発展を図るため、農業経営体の積極的かつ創造的な取組を基本とし、意欲ある農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担い、効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む農業構造の確立を目指します。

また、こうした経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家などの家族農業の維持・発展、集落営農の推進や地域資源を生かした付加価値の創出などを通じて、多様な担い手が共生する地域営農体制の構築に取り組みます。

なお、中山間地域等育成すべき経営体の確保が困難な地域等においては、地域の実情に即して、地域と調和した適正な農地利用を前提に、集落営農の推進とともに、多様な担い手の農業への参入促進により、地域農業の維持・発展を図ります。

このため、新たに農業経営を営もうとする青年等を含めた農業経営体の確保・育成や効率的かつ安定的な土地利用の推進、農業経営の高度化等に向けた各種施策の集中化・重点化を図るとともに、関係機関や団体等との連携を強化した取組を進めます。

1 意欲ある農業経営体の確保・育成

人口の減少や経済のグローバル化の進展など社会経済情勢が著しく変化する中、農業が持続的に発展していくためには、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することはもとより、創意工夫により農業の未来を切り開いていく、意欲や雇用力のある農業経営体を育成していくことが重要です。

このため、農業経営体に対し、法人化や経営の多角化、雇用力の強化など経営発展を促すとともに、若者が就労の場として農業を選択し、次代の農業を担っていく能力を習得できる環境づくりや農業の生産性向上を図る生産基盤の推進により、次世代農業の主軸となる農業経営体の確保・育成を図っていきます。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成

他産業従事者の労働実態や優良な農業経営の事例を踏まえ、以下の目標を掲げて効率的かつ安定的な農業経営体を育成します。

(効率的かつ安定的な農業経営の目標)

年間総労働時間目標	主たる従事者 1 人当たり	1,800～2,000 時間程度
年間農業所得目標	主たる従事者 1 人当たり	400～ 500 万円程度
	家族経営での目標所得	500～ 800 万円程度

また、効率的かつ安定的な農業経営の目標を明確にするとともに、農業経営の改善を計画的に進めようとする意欲ある農業経営体に対して、法第 12 条に基づく農業経営改善計画認定制度(以下「認定農業者制度」という。)を積極的に活用し、農用地(農地又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。)

の利用集積やこれらの経営体の経営管理の合理化、農業経営の法人化や複合経営化、農業生産技術の向上など、農業経営基盤の強化を促進します。

さらに、国の「みどりの食料システム戦略」の取組の促進や、加工・流通販売を自己の経営に取り入れる6次産業化、体験・交流サービスの事業化など地域の資源を生かした新たな価値創出を促進するとともに経営体の育成を図ります。

また、女性農業者を育成するため、女性による起業や農業経営改善計画の策定及び実践を促進します。

加えて、多様な人材の活躍を促進するため、農業分野と福祉分野の連携を強化し「農福連携」による障がい者等の就労機会の確保に引き続き取り組みます。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図ります。

また、名張市農業委員会(以下「農業委員会」という。)や農地中間管理機構(公益財団法人三重県農林水産支援センター(以下「農林水産支援センター」という。))による農地の紹介、伊賀地域農業改良普及センター(以下「普及センター」という。)や就農サポートリーダーなどによる技術・経営指導を行うなど、次世代農業の主軸となる経営力に優れた農業ビジネス人材の育成を図ります。

新規就農者数目標 ※50歳未満 (うち独立・自営就農者数の目標)	5人/年 (3人/年)
-------------------------------------	----------------

(営業開始から5年後に達成すべき農業経営の目標)

年間総労働時間目標	主たる従事者1人当たり	1,800~2,000時間程度
年間農業所得目標	主たる従事者1人当たり	250万円程度
	家族経営での目標所得	250~500万円程度

2 多様な担い手の確保・育成

名張市は、担い手の育成と支援を図るために、伊賀ふるさと農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)、農業委員会、普及センター等と連携し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進するとともに、農業者や関係機関の協議によって、法第19条に基づく地域計画(以下「地域計画」という。)を策定します。

3 効率的かつ安定的な土地利用の推進

農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動や、農業委員及び農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化して、地域計画の策定を支援し、担い手への農地の集約を進め、効率的な土地利用を推進します。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整活動による農地の集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努めます。

特に、農地の効率的な利用に向けその集積を促進するため、農地中間管理機構(農林水産支援センター)が行う農地中間管理事業(貸借)や特例事業(売買等)をはじめ農用地利用改善事業等の農業経営基盤強化促進事業を積極的に活用し、意欲ある農業経営体等の経営規模拡大・安定を進めます。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

名張市では、盆地特有の気候や土壌条件を生かし、水稻、酒米、野菜、ぶどうの栽培や畜産等、多様な農業が展開されており、伊賀米や伊賀牛など地域ブランドとして高く評価されている農産物を生産しています。また、有機栽培に取り組む生産者が、野菜作を中心に定着しつつあり、独自の販売ルートの開拓や新たな品目の産地化に取り組んでいます。

水田作では、ほ場整備田を中心に地域条件を生かした付加価値の高い良質米生産や優良種子生産等の経営体を育成します。

また、すでに産地化されている野菜、ぶどう、肉用牛等については、高品質生産、低コスト生産を積極的に進め、それぞれのブランドを支える農業経営体の育成を図ります。

1 営農類型ごとの経営規模の指標及び生産方式等に関する事項

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、優良な農業経営の事例を踏まえ、名張市における主要な営農類型について次のとおり示します。

(1) 生産方式

農業経営体が、効率的かつ安定的な農業経営を営んでいくために目標とすべき基本的指標を、営農類型毎に以下のとおり示します。

特に、より安全・安心な食料の安定供給を担っていくため、有機JAS^{注1}やJGAP^{注2}、ASIAGAP^{注3}、GLOBALG.A.P.^{注4}の認証取得、HACCP^{注5}の考え方にに基づく自主管理体制の整備などにより、消費者のニーズに沿った高品質な農産物生産を進めます。

また、ICT^{注6}を活用したセンシング^{注7}等によるスマート農業技術の実装を図り、高度な生産管理の実践等を通じて、生産性の向上を図ります。

注1 諸外国と同様に、コーデックス(食品の国際規格を定める機関)のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準

注2 Japan Good Agricultural Practice 農産物の安全性確保、環境保全、経営改善等を目的として、生産者及び生産者部会等が生産工程管理を行う手法の日本基準

注3 ASIAGAPは、GFSI(Global Food Safety Initiative)から承認を受けたGAP認証制度です。JGAP農産物と同様、食品安全、環境保全、労働安全、人権福祉、農場運営の要素を含んでいます。

注4 農産物の安全性確保、環境保全、経営改善等を目的として、生産者及び生産者部会等が生産工程管理を行う手法の国際基準

注5 Hazard Analysis and Critical Control Point 食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法の一つ。原材料の受け入れから最終製品にいたる一連の工程の各段階で発生する危害を分析し、これを防止するためのポイントを重点的に管理するもの

注6 Information and Communication Technology 情報(Information)や通信(Communication)に関する技術

(Technology) の総称

注7 センサー（感知器）などを使用してさまざまな情報を計測・数値化する技術

ア 主穀

名張市は、昼夜の温度差が大きく土壌条件にも恵まれている良質米の産地であり、「伊賀米」の産地としても知られています。

伊賀米産地システムに基づく点検検証及び継続的改善の取組を行い、確実な「伊賀米定義」の実践と生産者の品質衛生管理意識の醸成により、伊賀米の品質の維持・向上を図ります。

県内外の消費者及び流通関係者に対して、マスメディア・インターネット・販促資材等による宣伝広告、各種イベントへの参画、ふるさと納税返礼品での取り扱いを通じて、伊賀米ブランドの更なる知名度向上と消費拡大を図ります。

農地の集約については、農地中間管理事業等の活用により、担い手への農地集積を加速的に進め、経営規模の拡大を促進します。

さらに、安定した雇用の確保や、さらなる経営規模の拡大を図るため、経営体の法人化を促進します。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、水稻を中心に作業受託を推進するとともに、経営開始時の投資額を抑えるため、適正な規模・性能の農業施設機械の導入や中古農業機械等の利用を促進します。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)			内 容	労働力	
		露地	施設	家族・役員		雇用	
A 1	主穀中心(個別)	18.0	18.0		水稻 7.0ha、小麦 3.0ha 水稻作業受託 8.0ha	2.0人	
A 2	主穀中心(集落営農)	15.0	15.0		水稻 15.0ha	5.0人	
A 3	主穀・野菜複合	5.0	4.8	0.2	水稻 4.5ha、露地野菜 0.3ha、施設野菜 0.2ha	1.5人	

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)			内 容	労働力	
		露地	施設	家族・役員		雇用	
B 1	主穀中心(個別)	7.0	7.0		水稻 5.0ha、小麦 2.0ha	2.0人	

イ 野菜

野菜中心経営については、水田の有効活用による露地野菜の生産振興や、今後、需要の拡大が見込まれる加工用・業務用野菜の生産振興によって作付の拡大を図ります。

地域団体商標登録作物の美旗メロンやトマト、なばな、いちごについては、農業協同組合の生産部会等と連携・協力し、更なる品質向上、生産拡大、消費拡大に向けた取組を行います。

トマトやいちご等の施設栽培については、GAPの取組、施設や機械の導入や省エネルギー化への支援、いちご狩りの振興等によって生産規模の拡大や産地化を図ります。

名張市の特性を生かした小規模経営農家にも取り組み易い特産野菜づくりについて、関係機関と連携・協力して検討を進めます。

新規就農者が野菜作を志望することが多いことから、農業協同組合や県等の関係機関と連携・情報共有を図りながら、今後の地域農業の担い手として早期自立に向けた支援を図ります。

さらに、規模拡大や高齢化に応じた省力化、労働過重の軽減を図るため、移植、収穫、選別調製等の高能率作業機械の導入や、作業受委託、育苗作業の分業化を進めます。

施設栽培においては、低コスト耐候性ハウスの活用、空きハウスや温室など既存施設の有効利用等により投資額の低減を図るとともに、生産の安定化を目指しICTによる複合環境制御システム^{注8}や養液栽培システム等の高度栽培施設の導入を進めます。加えて、商品の高品質化、高付加価値化などに向けた取組を進めるとともに出荷体制の整備を図ります。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額を極力抑えるため、既存施設、中古機械の利用などを進めます。また、多様な販売方法の実施や出荷流通経費の削減、付加価値を生かした有利販売などを進めることにより所得の向上を図ります。

注8 温度、湿度、日射、CO2などを測定し、それぞれ最適状態にするため、暖房機や保温カーテン、換気や遮光を複合的に自動制御するもの

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)			内 容	労働力	
		露地	施設			家族・役員	雇用
A 4	ハウストマト中心	1.8	1.5	0.3	施設・露地野菜 0.3ha、 水稲 1.5ha	2.5人	
A 5	ハウスいちご中心	2.1	1.5	0.6	いちご 0.3ha、ぶどう 0.8ha(露地 0.5、ハウス 0.3)、水稲 1.0ha	5.0人	
A 6	露地野菜中心	2.1	2.0	0.1	露地野菜 0.5ha、施設野菜 0.1ha、水稲 1.5ha	2.0人	

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)			内 容	労働力	
		露地	施設			家族・役員	雇用
B 2	ハウストマト	0.2		0.2	抑制長段 0.2ha	2.0人	

B 3	ハウスいちご	0.2		0.2	高設栽培 0.15ha 育苗 0.05ha	2.0人	
B 4	葉物野菜	0.6	0.5	0.1	ハウスコマツナ 0.1ha、 ブロッコリー 0.5ha	2.0人	

ウ 果樹

果樹中心経営については、ぶどうは消費者の需要が拡大している種なしぶどうであるシャインマスカットやクイーンニーナ等の優良な最新品種を積極的に導入するとともに、栽培技術の向上を図り、生産規模の拡大やブランド化に取り組みます。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額の軽減を図るため、既存の園地や施設機械の借入または継承を進めます。また、収益確保に向け早期成園化技術の導入、販路の拡大や販売方法の多様化などの取組を促進します。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)			内 容	労働力	
		露地	施設	家族・役員		雇用	
A 7	ぶどう (直売中心)	2.5	2.0	0.5	露地 1.0ha、ハウス 0.5ha 水稻 1.0ha	2.5人	

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)			内 容	労働力	
		露地	施設	家族・役員		雇用	
B 5	ぶどう (直売)	0.8	0.3	0.5	露地 0.3ha、ハウス 0.5ha	2.0人	

エ 花き

花き中心経営については、一部の地域で行われているシクラメン、カンパニュラ、ビオラやパンジーなど特色ある鉢花生産について、栽培技術の向上や経営改善につながる支援を行います。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額を抑えるため、中古の施設機械の活用や設備の簡素化を図るとともに、販売については市場流通を基本としつつ直売等販売方法の多様化にむけた取組を進めます。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力		
		露地	施設		家族・ 役員	雇用	
A 8	施設鉢物	1.8	1.0	0.8	シクラメン 0.5ha、その他鉢物 0.3ha(裏作)、水稻 1.0ha	2.5人	

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力		
		露地	施設		家族・ 役員	雇用	
B 6	施設鉢物	0.5		0.5	シクラメン 0.3ha、 その他鉢物 0.2ha	2.5人	

オ 肉用牛

肉用牛中心経営については、肥育技術の向上等によってブランド力の更なる強化を図り、消費拡大に努めます。また、国の制度等を活用した施設整備等の支援を行います。

畜産農家と耕種農家間での資源循環や経営の安定を図るため、耕畜連携の取組を支援します。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額をできるだけ抑えるため、空き畜舎等の活用やリース事業等の利用を促進するとともに、稲わら等の地域資源を有効活用し、早期に効率的かつ安定的な農業経営と同等の規模の確保を目指します。

また、肥育期間が長期にわたるため、資金繰りが円滑にできるよう、経営管理能力の早期向上を図ります。

さらに、畜産環境対策として、経営開始前から関係団体と連携し、地域住民の理解醸成を図ります。

A. 効率的かつ安定的な農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力		
		露地	施設		家族・ 役員	雇用	
A 9	和牛雌飼育中心	5.0	5.0		肥育牛 100 頭 (仕上げ体重 750 kg) 粗飼料 2.0ha、水稻 3.0ha	2.5人	

B. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力		
		露地	施設		家族・ 役員	雇用	
B 7	和牛雌飼育	1.0	1.0		肥育牛 70 頭 (仕上げ体重 705 kg) 粗飼料 1.0ha	2.0人	

(2) 経営管理の方法

農業経営の状態を的確に把握することは、経営の発展を目指すうえで、大変重要となることから、パソコン等の活用による複式簿記記帳、経営規模や生産状況(生産量・品質)の計数管理の導入を進めます。

その上で、経営目標に対する課題を明確にし、経営改善の実現に向けた計画・実行・評価・改善(PDCAサイクル^{注9})の実施に取り組みます。また、消費者のニーズを的確にとらえた農産物を生産し、経営の安定及び発展が図られるよう、経営計画の策定を進めます。

GAP^{注10}、HACCPについては、経営管理能力の向上とともに、食品安全、環境保全、労働安全等の確保を図る上で必要な取組として導入を進めます。また、先進的経営体においては、実需者等のニーズを踏まえつつ、必要に応じて国際水準のGAP認証の取得を進めます。

また、円滑な経営継承や経営安定を図る上で効果的な農業経営体の法人化を進めます。

注9 Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念

注10 「Good(良い)Agricultural(農業)をPractice(実践)する」の略ですが、一般的には、「農業生産工程管理」と呼ばれ、農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための取組

(3) 農業従事の態様

労働時間については、他産業並みの時間を実現するため、経営規模に応じた機械化、省力技術の導入、作期分散、雇用の活用等により、年間を通じた労働時間の平準化、短縮を図ります。

経営規模の拡大を図る経営体においては、省力化と生産性の向上に向け、農業機械や生産施設等へICTや自動化等の技術の導入を図ります。

特に、畜産については、休日の取れるゆとりある経営を実現するため、関係団体などとの連携、ヘルパー制度の活用を進めます。

快適で安全な作業環境を実現するため、高温や粉じん・騒音に対応した生産施設・作業場への改善、体への負担の少ない作業体系の導入、農業機械の使用や農薬散布等の安全性の確保を進めます。

また、後継者や従業員にとって魅力ある職場とするため、家族経営協定の締結、経営の法人化、就業ルールの明確化などの働き方改革の取組を進めるとともに、休日制・給料制の導入、社会保険への加入、福利厚生の実施などを促進します。また、人材育成の方針を明らかにするなど、必要に応じてICT等の技術を活用し、効率的に生産技術の習得、継承が図られる環境整備を進めます。

2 生産基盤、加工・販売に関する事項

(1) 生産基盤

農業経営体の効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、生産の低コスト化や農業労働力の削減を目的とするほ場整備や用水路のパイプライン化、農道整備、農業生産を支える農業用施設の長寿命化などを進めるとともに、これらの施設の維持管理のための地域の話し合いや共同作業に対する支援に取り組みます。

水田については、用水管理の省力化に向けた用水路のパイプライン化を進めるとともに、麦、大豆、飼料作物をはじめ畑作物の導入・定着を図るため、用排水路や暗きょ排水の整備等を進めます。

畑地については、野菜や花き等産地の振興と、基幹水利施設の整備を検討します。

樹園地については、土地利用の基本的な方向に沿って、果樹園ごとに適正な規模での集団化

を進めるとともに、地域の経営状況に合わせて、かん水作業の省力化や用水の多目的利用を図るため、必要なかんがい施設等の整備を進めます。

また、中山間地域等においては、地形条件等を考慮した経済的な工法など地域の立地条件を生かした基盤整備を進めます。

(2)加工・販売

農業経営体による自らの経営資源を生かした農産物加工、B to BやB to Cの直接販売、農家レストランや農泊ビジネスによる集客・交流事業、農商工連携や6次産業化による新たな商品の開発・販路拡大等に積極的に取り組むことを促し、雇用力のある農業経営体の確保・育成につなげます。

6次産業化に取り組む農業経営体は、中長期計画を明確にし、適切な衛生管理や経営管理を行うとともに、リスク対応の体制整備を推進します。

また、労働力の適正配分などにより、農業生産と6次産業化等部門とのバランスのとれた体制の整備を進めます。

市場出荷、実需者との契約生産、直売所や大規模小売店のインショップによる直接販売に加え、加工事業者や流通事業者との連携、大都市圏や海外等への販売など、多様な流通スタイルの確立により、販路拡大を図ります。

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

第1に示したような目標を目指す農業経営体の確保・育成に向け、関係機関が連携して、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとします。

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

名張市の特産品である伊賀米、伊賀牛などの農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有する人材の確保・育成に取り組めます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びこれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県農業経営・就農支援センター(農林水産支援センター)、普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組めます。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行います。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組めます。

加えて、名張市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行います。

2 市が主体的に行う取組

名張市は、新規就農者等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行います。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行います。

これらのサポートを名張市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体と連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築し、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、必要に応じて地域農業を担う者として協議の場への参加や、地域計画の修正等の措置を講じます。

名張市は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

(1) 小規模な農地で直売等に取り組む経営体

名張市の地域特性として都市と農山村という二つの側面を持つことから、比較的小規模な農地を有効活用し、直売等に取り組む多彩な経営体を生み出す潜在力があります。農業への新規参入者も含め、小規模であっても戦略的な経営を展開する意欲的な農業者を多様な担い手として位置づけ、積極的に確保・育成を図ります。

(小規模な農地で直売等に取り組む農業経営の目標)

年間総労働時間目標	主たる従事者1人当たり	800～1,000時間程度
年間農業所得目標	主たる従事者1人当たり	100万円程度

(小規模な農地で直売等に取り組む経営体が目標とすべき農業経営)

No.	経営類型	延作付面積 (ha)		内 容	労働力	
		露地	施設		家族・役員	雇用
C 1	多彩な経営 (直売型)	0.2	0.2	野菜等 0.2ha	2.0人	

(2) 女性農業者

農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請、家族経営協定の推進や集落営農の組織化、法人化に当たっての話し合いの場への参画の呼びかけ等、女性農業者の積極的な地域農業への参画を促進します。

(3) 地域独自の営農形態づくり

受託型農家が著しく不足する地域や中山間地域等においては、農地の遊休化を防ぎ、地域農業や地域文化の維持・発展を図る観点から、地域の創意工夫によるその地域独自の営農形態づくりを進めます。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

名張市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

- ① 農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行うものとします。
- ② 個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行うものとします。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

名張市は、区域内における営農類型毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供します。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

効率的かつ安定的な農業経営を目指す「意欲ある農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造」の目標として、認定農業者等の農業経営体が農用地に占める経営農地の割合を41%(目標年度：令和11年度)に設定します。

また、地域計画の作成促進や農地中間管理事業等の活用を図り、農用地の面的にまとまった形での利用集積の円滑な促進に取り組みます。

効率がかつ安定的な農業経営を営む者等 (認定農業者・集落営農組織等)の農地シェア (農用地利用集積率)	効率がかつ安定的な農業経営を営む者等 (認定農業者・集落営農組織等)の 育成目標	
		うち法人経営体数
41%	68経営体	2

(参考)

確保・育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の経営類型別育成目標

(目標年度：令和11年度)

経営類型	主穀中心 経営	野菜中心 経営	果樹中心 経営	花き中心 経営	肉用牛 中心経営	その他	計
育成数	12	15 うち 施設 10 露地 5	16	2	8	15	68
うち、 法人経 営体数	2						

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

名張市は、第1に掲げる農業経営基盤強化の促進に関する目標に沿った目指すべき農業構造の実現のため、

- ア 効率的かつ安定的な農業経営者の確保・育成
- イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成
- ウ 多様な担い手の確保・育成
- エ 効率的かつ安定的な土地利用の推進

を基本とし、施策の集中化・重点化を行い、関係機関・団体の協力を得て次に掲げる事項に留意し、農業経営基盤強化促進事業(地域計画推進事業及び農用地利用改善事業)に取り組みます。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

名張市は、協議の場を設置し協議の対象となった農用地等の区域における地域計画を定め、その中で目標地図を明確化し、その実現に向けて農地中間管理事業及び特例事業を通じて利用権の設定を行い、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図ります。

(1) 協議の場の設置の方法

① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域の主だった農業者(農業委員・農地利用最適化推進委員・認定農業者)の意見を聴取し適切な時期に開催します。

② 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、当該区域の主だった農業者(農業委員・農地利用最適化推進委員・認定農業者)による周知に加え、営農組合等の既存の組織の利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ります。

③ 参加者

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、三重県、その他の関係者とします。

④ 協議すべき事項

協議の場では次の3つの項目について協議します。

- 1 区域における農業の将来の在り方
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- 3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行います。

⑤ 相談窓口の設置

名張市は、協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を設置します。

(2) 地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定めます。

同区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定します。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

名張市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施するとともに、随時必要な見直しを行います。

2 利用権設定等促進事業に関する事項(令和7年3月31日(その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日)までの期間に限る。)

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによります。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。また、新規に小規模で直売等に取り組む経営体にあつては、(ア)、(ウ)、(オ)に掲げる要件

のすべてを備えること。

- (ア)耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ)耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ)その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ)その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
 - (オ)所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、(a)借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、(b)農地の集団化を図るために必要な場合、(c)近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとします。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号。)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによるものとします。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等は除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとします。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、鳥獣害対策への協力等を行う

ことについて名張市長に確約書を提出すること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人（以下「業務執行役員等」という。）のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

エ その者が、多様な担い手就農者制度実施要領で定められた「多様な担い手」である場合にあっては農地の有効活用に資するとともに、農産物の販売を目指し、将来的には農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者を目指すものとします。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員、株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとします。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとします。

- ⑥ ①から④に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとします。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとします。

(2) 利用権の設定等の内容等

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとします。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 名張市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「令」という。）第3条第2号の地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から開発事業計画を提出させるものとします。

- ② 名張市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めるものとします。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 名張市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要が

あると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとします。

- ② 名張市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとします。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定めま

す。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者(以下「認定農業者等」という。)で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用関係の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、名張市に農用地利用集積計画を定める旨を要請することができます。
- ② 名張市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができます。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができます。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日前までに申し出るものとします。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 名張市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めます。
- ② 名張市は、(5)の②及び③の規定による農地中間管理機構、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとします。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、名張市は、農用地利用集積計画を定めることができます。
- ④ 名張市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等しようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するように努めるものとします。

(7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があることを確認して定めるものとします。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定又は移転に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。)及びその支払(持分は株式の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産量などその者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告することとします。
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項及びその他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア)農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ)原状回復の費用の負担者
 - (ウ)原状回復がなされないときの損害賠償の取り決め及び担保措置
 - (エ)貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取り決め

- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8)同意

名張市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ます。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとします。

(9) 公告

名張市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を名張市の掲示板への掲示により公告するものとします。

(10) 公告の効果

名張市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され若しくは移転し又は所有権が移転するものとします。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めるものとします。

(12) 紛争の処理

名張市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとします。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 名張市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとします。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 名張市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとします。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 名張市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を名張市の広報に記載すること、その他所定の手段により公告します。

④ 名張市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなします。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効

率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとします。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農林水産支援センターに連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとします。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

名張市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進します。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとします。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用の支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとします。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化や農作業の効率化とその他の措置及び農用地の利用関係の改善を促進するための措置等とします。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとします。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとします。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営強化基盤

促進法の基本要綱(平成24年5月31日付24経営第564号農林水産省経営局長通知)参考様式6-1号の農業経営改善計画認定申請書を名張市に提出して、農用地利用規程について名張市の認定を受けることができます。

- ② 名張市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定を行うものとします。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 名張市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を名張市の掲示板への掲示により公告するものとします。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用します。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農地所有適格法人以外の法人も含めた農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款または規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号、以下「令」という。)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができます。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとします。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 名張市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をします。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について

利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることが確実であると認められること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規定は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなします。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができます。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとします。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとします。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 名張市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めます。
- ② 名張市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、名張市、農業委員会、農業協同組合、普及センター、名張市土地改良区などで組織する名張市農業再生協議会(経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会をいう。以下同じ。)との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めます。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

- ① 名張市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。
- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作目ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を行うとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

名張市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとします。

- ア 名張市はほ場整備事業による農業生産基盤整備の促進、カントリーエレベーター、水稻育苗施設等の農業近代化施設の導入により、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図ります。
- イ 名張市は名張市水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通じた望ましい経営の育成を図ることとします。営農組合が行う面的な広がりでの田畑輪換を実施する集団的土地利用を範とし、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努めます。
- ウ 名張市は農業集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ農業の担い手確保に努めます。
- エ 名張市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとします。

第2章 推進体制

(1)市

名張市は基本構想を柱とした地域農業の構造改革の推進主体として、名張市農業再生協議会等を運営し、担い手育成・確保に向け積極的な活動を行うとともに、地域の実情に即した認定農業者制度及び認定新規就農者制度の積極的な普及・運用を図ります。併せて新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けて、相談・対応の窓口を充実し情報発信を行うとともに、地域における新規就農者の受入体制の構築を図り、地域に根ざした効率的な意欲ある農業経営体育成や土地利用体制の確立につなげる活動を展開します。

(2)名張市農業再生協議会

名張市農業再生協議会は、関係機関・団体が一体となった体制のもと、総合的な経営対策検討組織として、農業経営基盤強化促進事業の推進方策についての協議・立案及び連絡調整や農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事務を効果的かつ円滑に処理するとともに、農用地利用改善団体の農用地利用規程や意欲ある農業経営体の農業経営改善計画、青年等就農計画の作成等に対し、適切な指導・助言を行いその活動を支援するものとします。

(3)関係機関及び関係団体

① 農業委員会

農業委員会は、意欲ある農業経営体への農地のあっせん活動の実施主体として、農地流動化情報の集約・整理、流動化方策の検討、農用地移動のあっせん等農地移動に関する事務を通じて、農用地利用集積等促進計画の作成への積極的な参画とその決定、嘱託登記事務等について主体的に取り組むとともに、農用地利用改善事業の円滑な推進等に取り組むものとします。

また、意欲ある農業経営体からの申し出があれば農用地の利用関係の調整に努めるとともに、遊休農地の解消のために遊休農地の所有者等に対して必要な指導をするものとします。

② 農業協同組合

農業協同組合は、意欲ある農業経営体に対する経営管理・生産技術向上への積極的な支援をはじめ、営農組織の育成、農作業受委託の促進、販売戦略の構築、制度資金をはじめとする営農資金の貸付けなどに主体的に取り組むとともに、市、農業委員会及び農地中間管理機構と連携を密にして、地域における土地利用調整や農地の流動化を積極的に推進する役割を果たすものとします。

また、必要に応じて組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、農用地利用集積等促進計画の作成を市に申し出る等、農地の利用調整についても積極的に取り組むものとします。さらに農業経営基盤強化措置の重要な担い手として関係機関・団体との緊密な連携のもと、地域における機動性を生かした農用地の利用調整に積極的に取り組むものとします。

③ 普及センター

普及センターは、農業者の経営能力の向上を図りつつ、経営の安定化、規模拡大、多角

化、効率化等に向けた支援を行うものとします。

就農希望者や新規就農者に対し、技術、経営手法習得等に向けた支援を行うものとします。農村の資源を有効活用して行う集落や産地等農村地域団体による主体的な計画や取組に対して総合的かつ効率的な支援を行うものとします。

④ 土地改良区

名張市土地改良区は、土地改良事業の推進、土地改良施設の効率的な管理を行うとともに、農用地利用改善団体等の集落組織と連携を図りつつ、農用地利用集積等促進計画の作成を市に申し出るなど、地域の農地利用集積・調整への積極的な取組を行うものとします。

附則

- 1 この基本構想は、平成 26 年 7 月 8 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 26 年 12 月 24 日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和 4 年 9 月 27 日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和 5 年 10 月 16 日から施行する。

別紙 1 (第 5 の 2 の (1) の ⑥ 関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 298 条第 1 項の規定による地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和 27 年政令第 445 号)農地法施行令第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- (2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号) 第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を混牧林地として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- (3) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項各号に掲げる事業(同項第 6 号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和 36 年政令第 346 号)第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

別紙2 (第5の2の(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	有益費の償還
<p>1 存続期間は1年以上(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて作付相当年とすることが相当でない認められる場合には、作付相当年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定又は移転される利用権の当事者が当該利用権の存続期間又は残存期間の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。 ただし、第4の2の(1)の⑤の場合はこの限りでない。</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定又は移転を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額、その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき名張市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>Iの③に同じ。 この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>